

公益通報者保護制度に関する 調査結果(概要)

目次

I. 行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査	3
II. 民間事業者における通報処理制度の実態調査	8
III. 公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査	16

I. 行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査

【調査の概要】

1. 調査対象

- ・府省庁：外局16件を含む35件（内閣官房、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省）
- ・都道府県：47件
- ・市区町村：1,750件（市786件、区23件、町757件、村184件）

2. 調査時点：平成22年3月31日

3. 調査方法：調査票発送

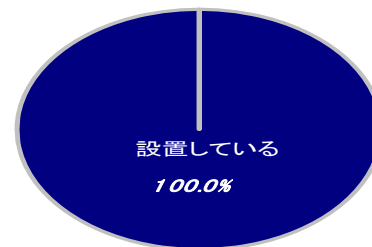
4. 有効回収数（率）：1,720件（93.9%）

[内訳]府省庁（外局を含む35件、100.0%）、都道府県（47件、100.0%）、市区町村（1,638件、93.6%）

1. 通報・相談窓口の設置状況

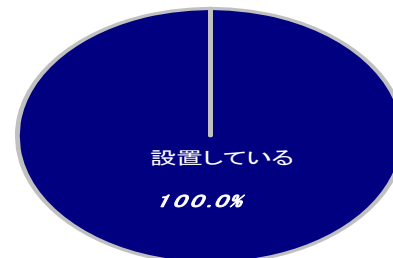
【府省庁】（外局を含まない）

	前回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	19	100.0	18	100.0
設置する予定である	0	0.0	0	0.0
設置するか否かを検討中である	0	0.0	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0	0	0.0
N	19	100.0	18	100.0



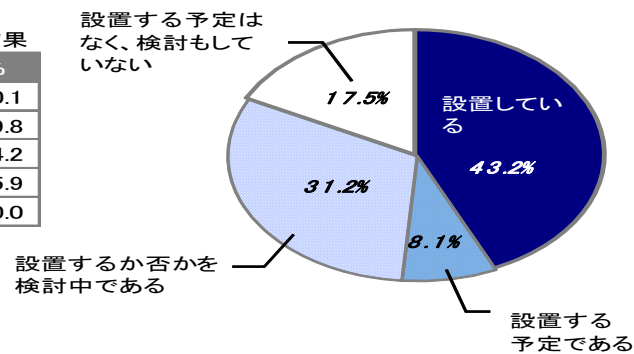
【都道府県】

	前回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	47	100.0	47	100.0
設置する予定である	0	0.0	0	0.0
設置するか否かを検討中である	0	0.0	0	0.0
設置する予定はなく、検討もしていない	0	0.0	0	0.0
N	47	100.0	47	100.0



【市区町村】

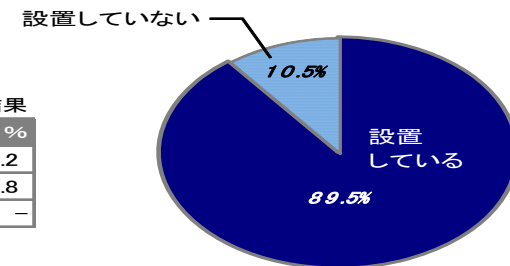
	前回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	705	43.2	652	40.1
設置する予定である	132	8.1	160	9.8
設置するか否かを検討中である	510	31.2	556	34.2
設置する予定はなく、検討もしていない	286	17.5	259	15.9
N(無回答を除く)	1633	100.0	1627	100.0



2. 外部窓口の設置状況

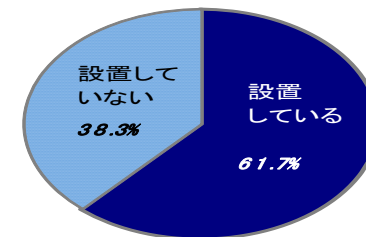
【府省庁】 (外局を含まない)

	今回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	17	89.5	13	72.2
設置していない	2	10.5	5	27.8
N	19	-	18	-



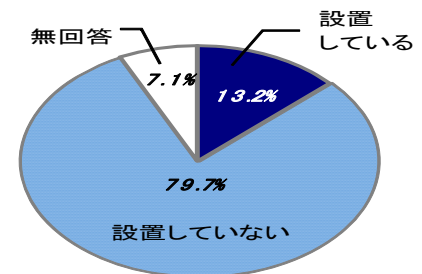
【都道府県】

	今回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	29	61.7	28	59.6
設置していない	18	38.3	19	40.4
N	47	-	47	-



【市区町村】

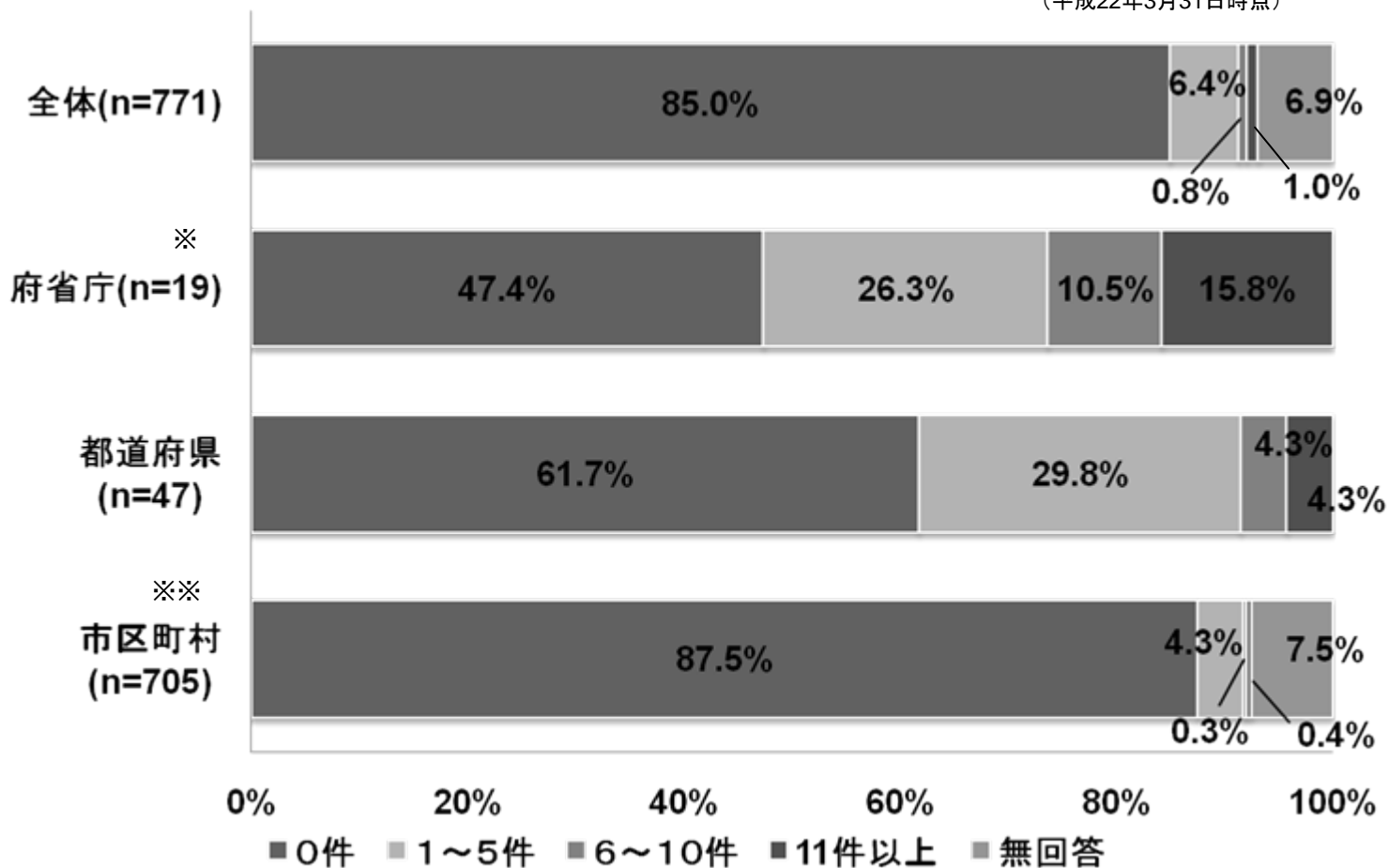
	今回調査結果		前回調査結果	
	機関	%	機関	%
設置している	93	13.2	78	12.0
設置していない	562	79.7	531	81.4
無回答	50	7.1	43	6.6
N(1.で「設置している」とした行政機関)	705	-	652	-



3. 内部の職員等からの通報受理件数

内部の職員等からの通報受理件数(回答ベース)－府省庁、都道府県、市区町村別－

(平成22年3月31日時点)



※ 外局における受理件数は、本省に合算

※※ 通報・相談窓口の設置状況で「設置している」と回答した市区町村

4. 外部の労働者からの公益通報

(平成22年3月31日時点)

対象法律	受理件数※1※2		
	受理件数	調査に着手した件数※3	是正措置等を講じた件数※3
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	74	70	64
介護保険法	36	22	19
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	30	29	28
健康保険法	22	17	10
厚生年金保険法	22	17	10
食品衛生法	16	16	8
雇用保険法	16	16	13
保険業法	13	13	6
労働基準法、労働安全衛生法等労働基準監督署が通報先となる法律※4	4,346	3,979	3,174
その他※5	94	92	66
合 計	4,669	4,271	3,398

※1 本表の件数は、労働者からの通報件数ではなく、通報対象事実の数を集計したもの。

※2 本表の件数には、社会保険庁(平成21年12月31日廃止)において受理等したものを含む。

※3 前年度受理し、今年度処理した事案を含むため、調査に着手した件数や是正措置等を講じた件数が受理件数を上回ることがある。

※4 家内労働法、最低賃金法、作業環境測定法、じん肺法、石綿による健康被害の救済に関する法律、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法、労働基準法、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律に係る公益通報のうち、労働基準監督署が受理したもの(労働基準法等の規定に基づく申告を含む)。なお、これらの受理件数等の算出は通報の回数に基づく。

※5 受理件数が10件未満のもの。

Ⅱ. 民間事業者における通報処理制度の実態調査

【調査の概要】

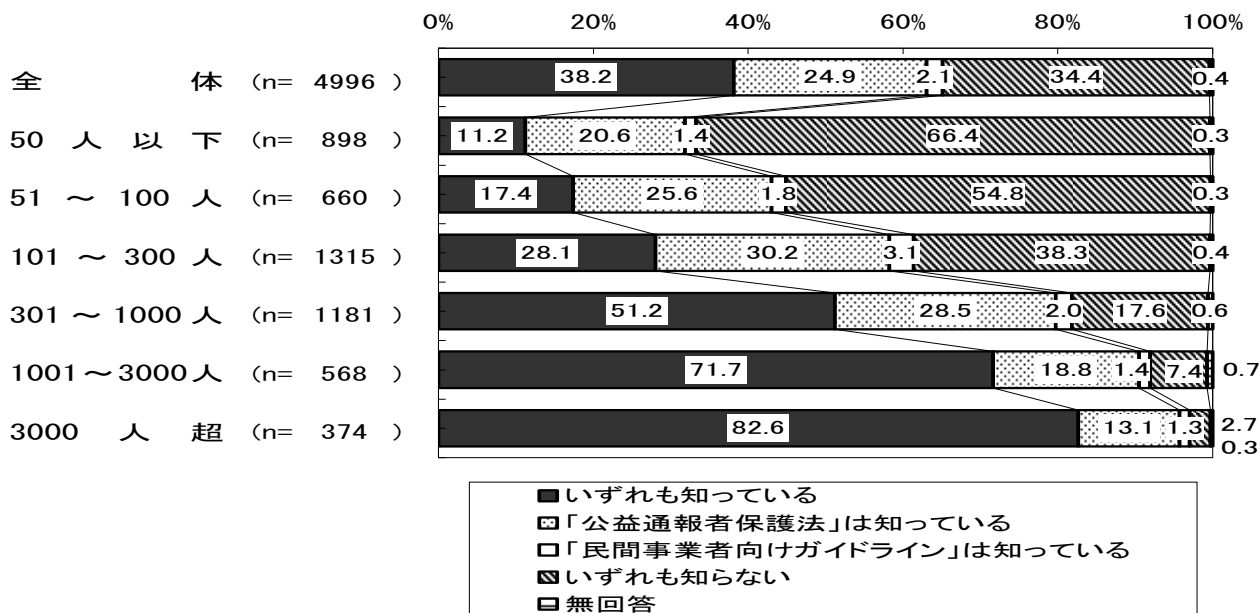
1. 調査対象及び標本数：
全国の上場事業者3,863社と非上場事業者11,137社の合計
15,000社
2. 調査期間：平成21年1月20日（火）～2月16日（月）
3. 調査方法：郵送法
4. 有効回収数（率）：4,996件（33.3%）

1. 法及びガイドラインの認知度

法及び法に関する民間事業者向けガイドラインを「いずれも知っている」と回答した事業者が38.2%、「法は知っている」が24.9%、「ガイドラインは知っている」2.1%、「いずれも知らない」が34.4%となっている。

従業員数別にみると、従業員数が多い事業者ほど「いずれも知っている」と回答した割合が高い。

法及びガイドラインの認知度(全体、従業員数別)(単一回答)

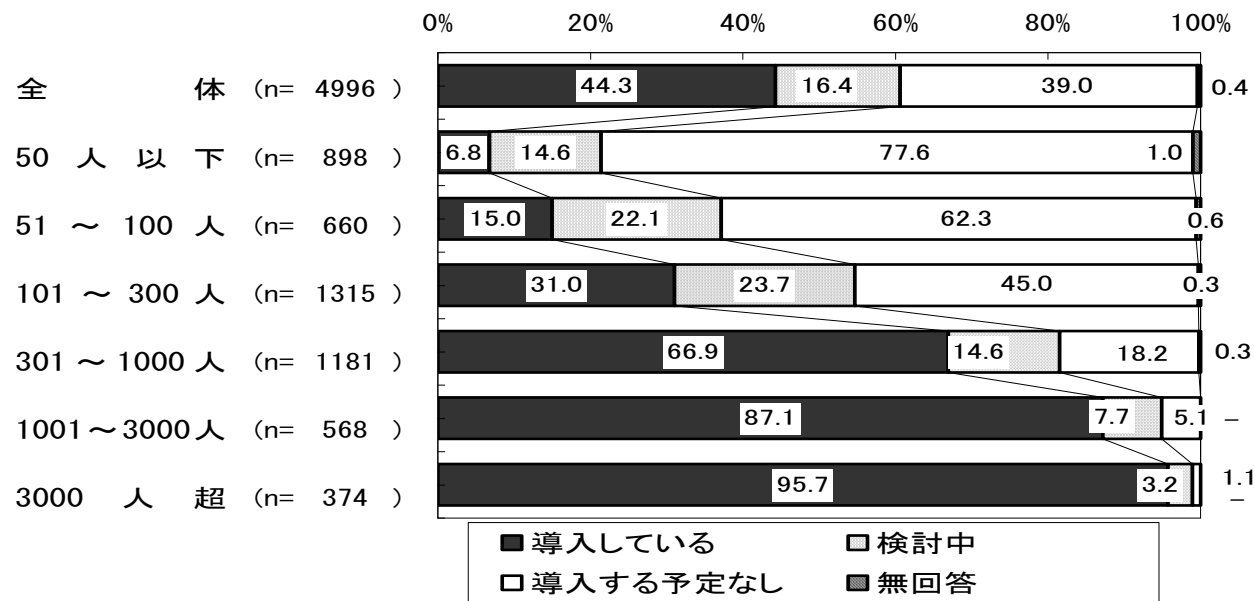


2. -1 内部通報制度の導入状況(全体、従業員別)

「導入している」が44.3%、「検討中」が16.4%、「導入する予定なし」が39.0%となっている。

従業員数別にみると、従業員数が多い事業者ほど「導入している」と回答した割合が高い。

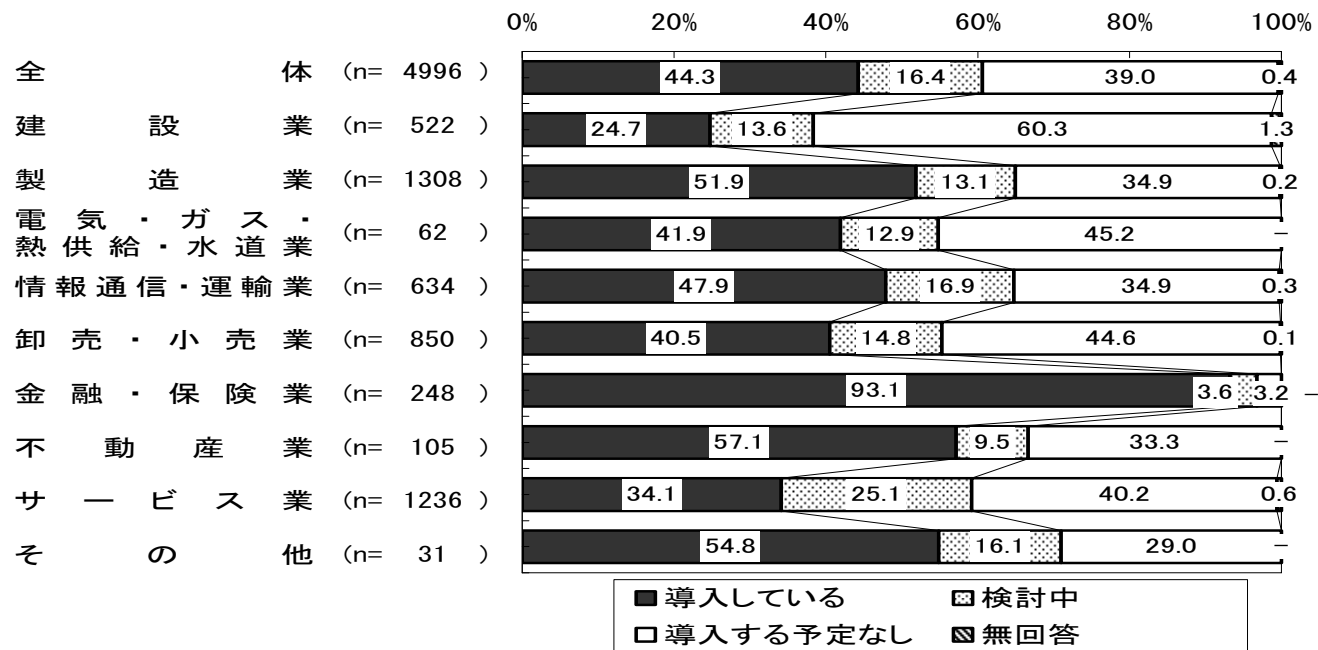
内部通報制度の導入状況(全体、従業員数別)(単一回答)



2. -2 内部通報制度の導入状況(業種別)

業種別にみると、「導入している」は金融・保険業で93.1%、不動産業で57.1%、製造業で51.9%となっている。「検討中」はサービス業で25.1%、「導入する予定なし」は建設業で60.3%となっている。

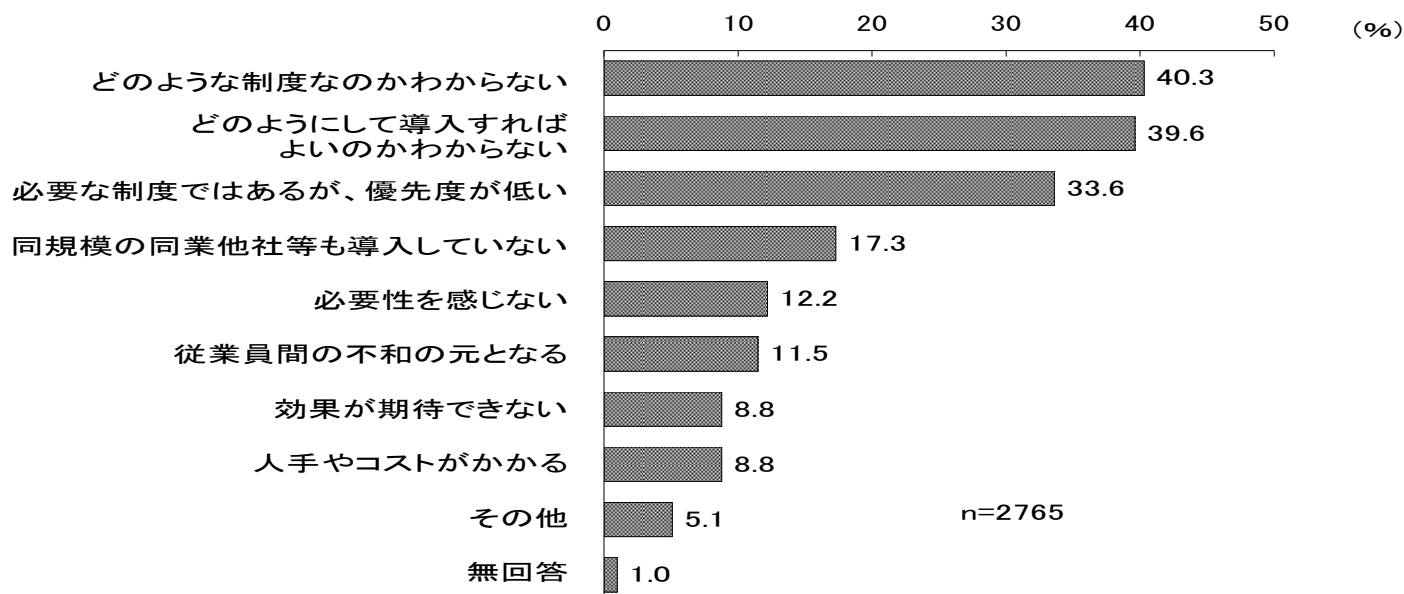
内部通報制度の導入状況(業種別)(単一回答)



3. 内部通報制度を導入していない理由

内部通報制度を導入していない理由については、「どのような制度なのかわからない」が40.3%、「どのようにして導入すればよいかわからない」が39.6%、「必要な制度ではあるが、優先度が低い」が33.6%となっている。

内部通報制度を導入していない理由(全体)(複数回答)

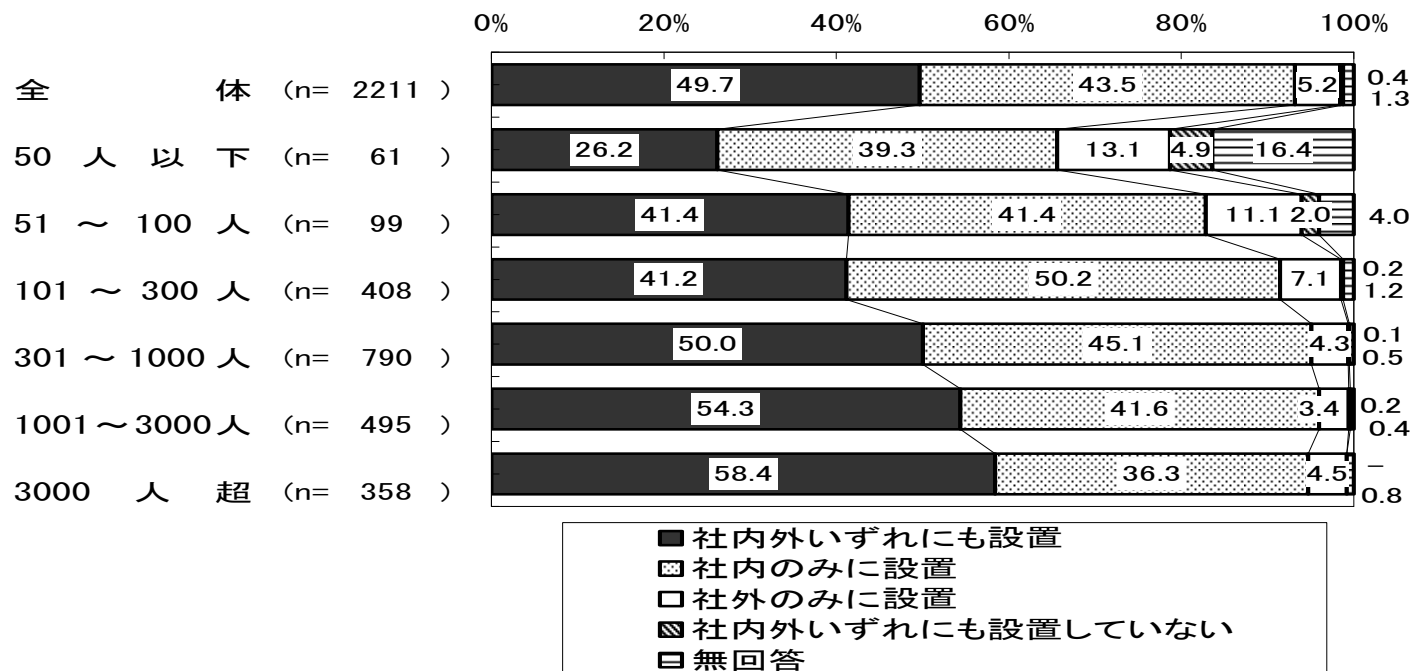


4. 通報受付窓口の設置場所

内部通報制度を導入している民間事業者において、通報受付窓口を社内外のいずれに設置しているかについては、「社内外いずれにも設置」が49.7%、「社内のみに設置」が43.5%、「社外のみに設置」は5.2%となっている。

従業員数別にみると、従業員数が多いほど「社内外いずれにも設置」の割合が高くなる傾向がみられる。

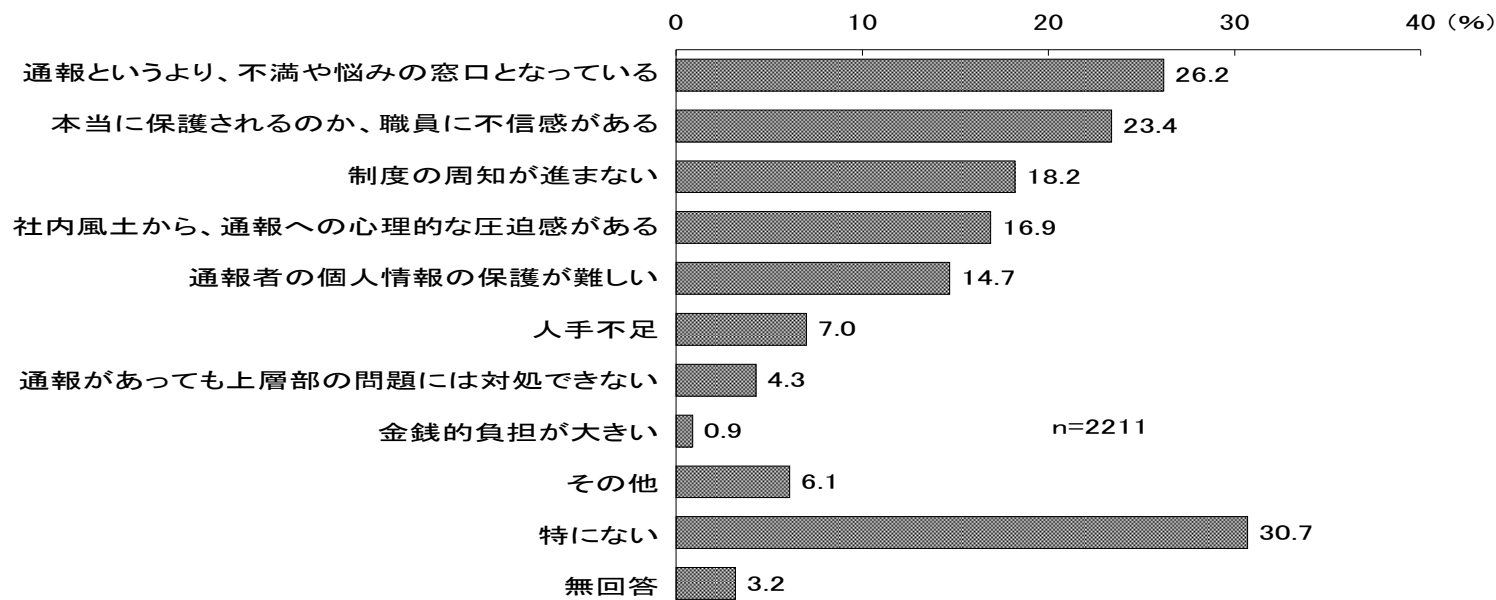
通報受付窓口の設置場所(全体、従業員数別)(単一回答)



5. 運用上の課題や実務上の負担

内部通報制度を運用する上での課題や実務上の負担については、30.7%の事業者が「特にない」と回答している。課題や実務上の負担を回答した事業者では、「通報というより、不満や悩みの窓口となっている」(26.2%)、「本当に保護されるのか、職員に不信感がある」(23.4%)、「本当に保護されるのか、職員に不信感がある」(23.4%)が上位にあげられている。

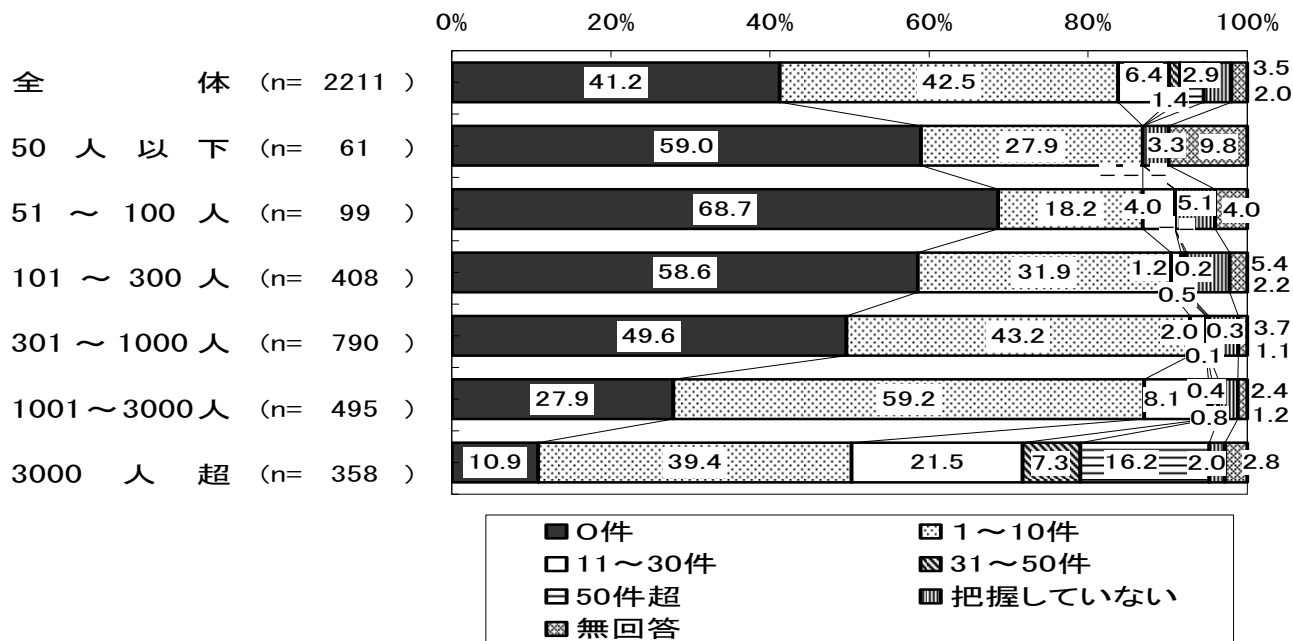
運用上の課題や実務上の負担(全体)(複数回答)



6. 通報窓口に寄せられた内部通報件数

内部通報制度を導入している民間事業者における過去1年間に通報窓口(社内窓口・社外窓口)に寄せられた内部通報件数については、「0件」が41.2%、「1～10件」が42.5%と10件以下が全体の8割強を占めている。従業員数別にみると、「0件」は50人以下の事業者を除いて、従業員数が少ないほど割合が高い。従業員数が3,000人超の事業者では11件以上が4割以上を占める。3,000人超の事業者では11件以上が4割以上を占める。

通報窓口に寄せられた内部通報件数(全体、従業員数別)(単一回答)



Ⅲ. 公益通報者保護制度に関する労働者向けインターネット調査

【調査の概要】

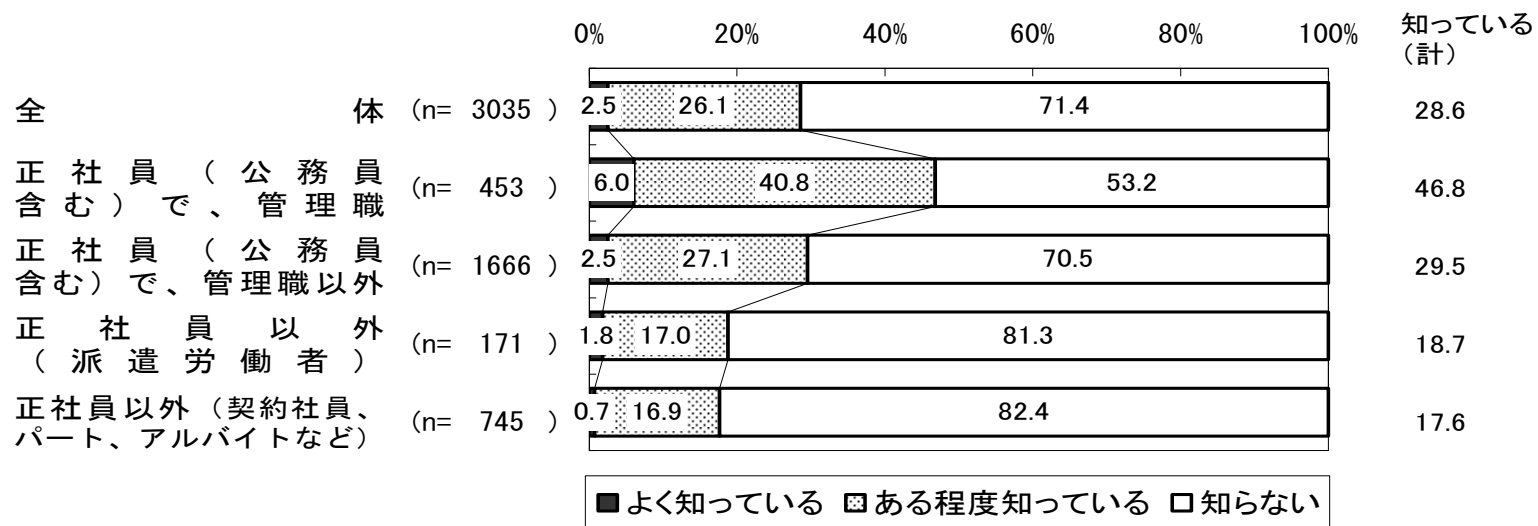
1. 調査対象：常時使用する従業員の数が100人以上の事業者（公的機関も含む）に勤務する、全国に居住する15歳以上の者
2. 調査期間：平成21年1月22日（木）～1月26日（月）
3. 調査方法：インターネット調査会社に登録しているモニター4,638人に対して、インターネット上で調査協力の依頼を行い、3,035人の有効回答を得た。

1. 「公益通報者保護法」の認知度

法の認知度について尋ねたところ、「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答した者が28.6%、「知らない」と回答した者が71.4%となっている。

雇用形態別にみると、正社員が正社員以外に比べ、「よく知っている」又は「ある程度知っている」の割合が高い。

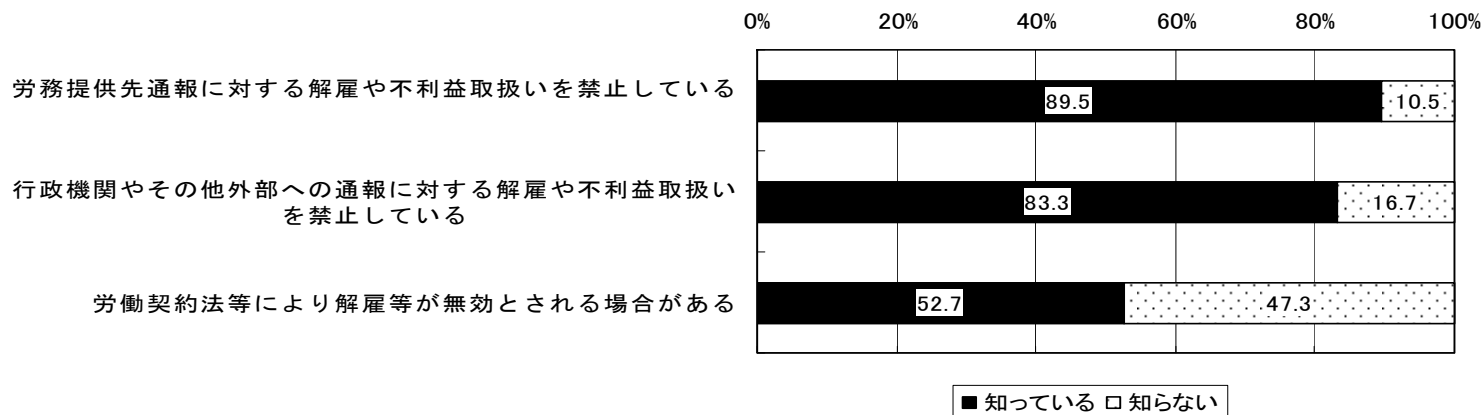
「公益通報者保護法」の認知度(全体、雇用形態別)(単一回答)



2. 「公益通報者保護法」の内容の認知度

法を「よく知っている」又は「ある程度知っている」と回答した867人に、法の内容等について知っているかを尋ねたところ、『法は、労働者が労務提供先の法令違反行為について、一定の要件を満たして当該労務提供先へ通報する場合、解雇や不利益取扱いを禁止していること』、『法は、労働者が労務提供先の法令違反行為について、一定の要件を満たして行政機関やその他外部（報道機関等）へ通報する場合、解雇や不利益取扱いを禁止していること』を知っていると回答した者はそれぞれ8割以上いるが、『法に定める要件を満たさない通報についても労働契約法等により解雇等が無効とされる場合があること』を知っていると回答した者は約半数となっている。

「公益通報者保護法」の内容の認知度(全体)(単一回答)

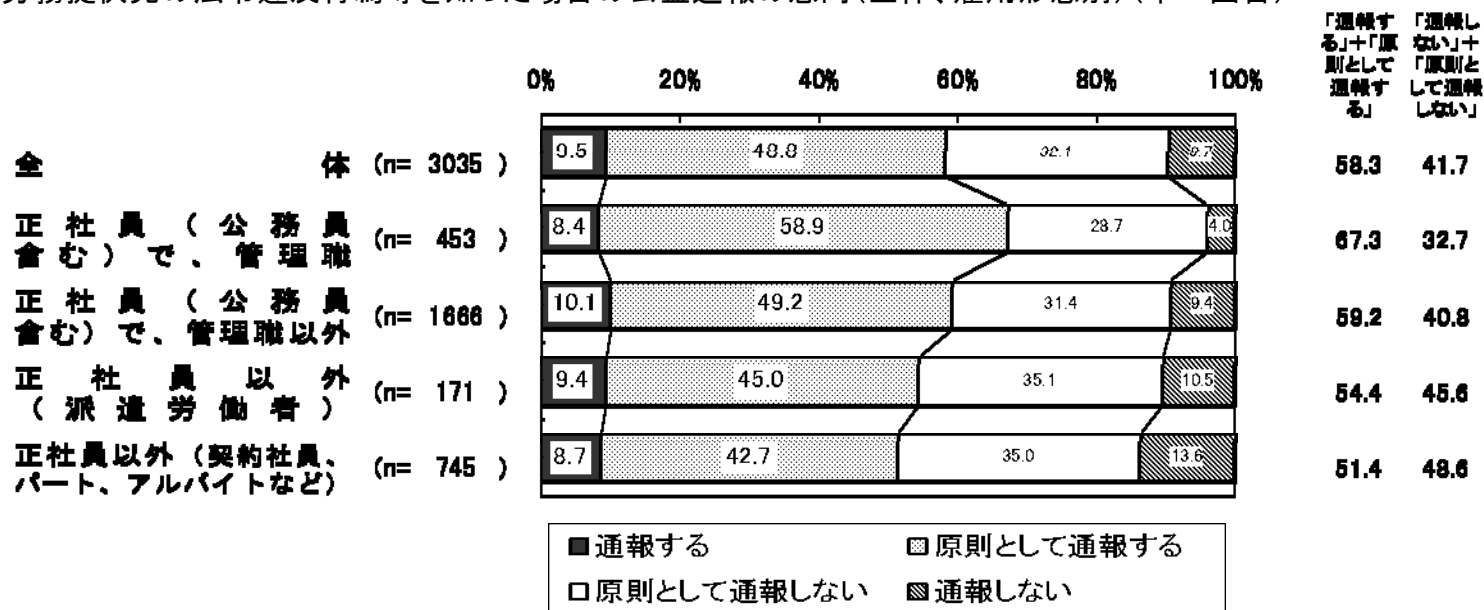


3. 労務提供先の法令違反行為等を知った場合の公益通報の意向

労務提供先で法令違反行為等がなされていることを知った場合、労務提供先（上司を含む）、行政機関、その他外部（報道機関等）に通報しようと思うか尋ねたところ、「通報する」が9.5%、「原則として通報する」が48.8%、「原則として通報しない」が32.1%、「通報しない」が9.7%となっている。

雇用形態別にみると、正社員の「通報する」又は「原則として通報する」の割合が正社員以外に比べ高い。

労務提供先の法令違反行為等を知った場合の公益通報の意向（全体、雇用形態別）（単一回答）

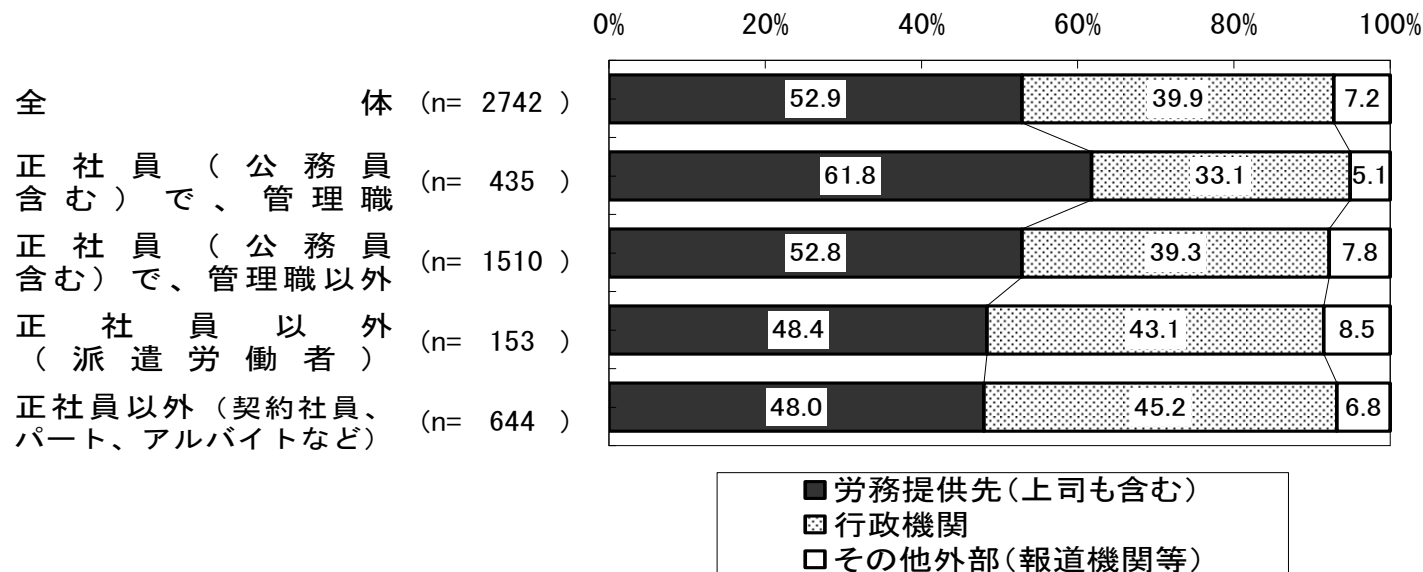


4. -1 公益通報の通報先(全体、雇用形態別)

労務提供先の法令違反行為等を知った場合に「通報する」、「原則として通報する」、「原則として通報しない」と回答した2,742人に、もし通報する場合、まずどこへ通報するかを尋ねたところ、「労務提供先(上司も含む)」が52.9%、「行政機関」が39.9%、「その他の外部(報道機関等)」が7.2%となっている。

雇用形態別にみると、正社員で「労務提供先(上司も含む)」に通報する者の割合は、正社員以外に比べて高い。

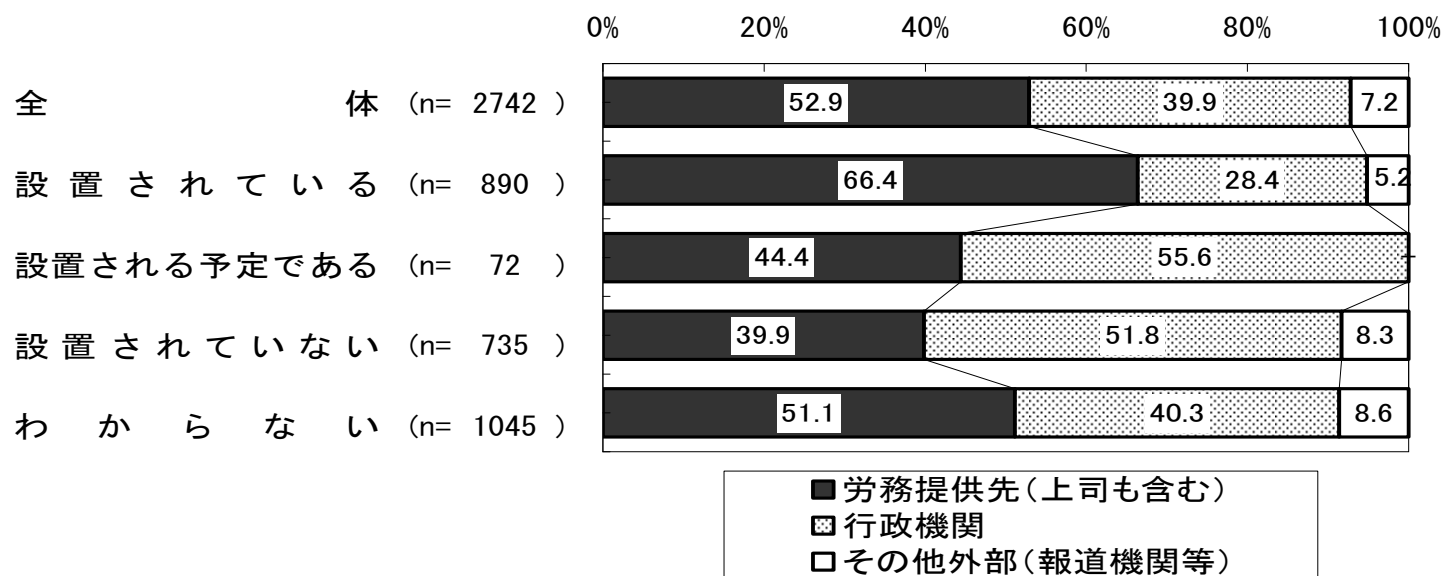
公益通報の通報先(全体、雇用形態別)(単一回答)



4. ー2 公益通報の通報先(労務提供先の内部通報・相談窓口の設置の有無別)

労務提供先の内部通報・相談窓口の設置の有無別にみると、勤務先に窓口が“設置されている”者では「労務提供先(上司も含む)」に通報すると回答した者の割合が66.4%であるが、“設置されていない”者では39.9%になっている。

公益通報の通報先(労務提供先の内部通報・相談窓口の設置の有無別)(単一回答)



5. 通報しない理由

労務提供先の法令違反行為等を知った場合に「原則として通報しない」、「通報しない」と回答した1,267人に、その理由を2つまで尋ねたところ、「解雇や不利益な取扱いを受けるおそれがある」が50.8%、「職場内でいやがらせ等を受けるおそれがある」が39.1%、「労務提供先や上司、同僚等を裏切るようで後ろめたい」が23.8%、「通報しても改善される見込みがない」が23.6%となっている。

通報しない理由(全体)(複数回答)

